

第 37 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和 4 年 6 月 29 日（水）午後 2 時～

II 場所：エコライフプラザ 2 階 研修室

III 出席者

1 【出席委員 20 人】

石井委員、二宮委員、岩城委員、上田委員、加藤委員、黒沢委員、小林委員、佐野委員、鈴木委員、園部委員、高橋委員、坪井委員、津村委員、中山委員、二葉委員、星委員、大内委員、加島委員、三枝委員、田中委員

2 【欠席委員 5 人】

阿部委員、今井委員、遠藤委員、齋藤委員、三尾委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談所開設準備担当部長、育成課長、子育て施設整備担当課長、子育て支援課長、保育課長、児童相談所開設準備室長、児童相談所運営準備担当課長、一時保護所運営準備担当課長、子ども応援課長、青戸保健センター所長、教育委員会事務局放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 委員紹介 【資料 1】

3 事務局紹介

4 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出

5 議事

(1) 令和 4 年度葛飾区の現況について

① 令和 4 年度葛飾区の現況 【資料 2】

(2) 令和 4 年度整備予定施設について

① 令和 4 年度整備予定施設一覧（案） 【資料 3-1】

② 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策
【資料 3-2】

(3) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

① 葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて 【資料 4-1】

② 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方
【資料 4-2】

(4) その他

① 葛飾区子ども総合センター運営計画について

② 子どもの権利を守る仕組みづくりについて 【資料 5】

③ 前回会議での質問事項について 【資料 6】

④ その他

6 閉会

V 配布資料

葛飾区子ども・子育て会議（第37回）次第

資料1 第5期子ども・子育て会議委員名簿

資料2 令和4年度葛飾区の現況

資料3-1 令和4年度整備予定施設一覧（案）

資料3-2 保育利用に係る量の見込みと確保方策

資料4-1 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

資料4-2 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

資料5 子どもの権利を守る仕組みづくりについて

資料6 前回会議での質問事項について

参考資料 葛飾区子ども総合センター運営計画

VI 議事要旨

1 開会

副会長

- 報道による撮影について伝達。
- 会長辞任後最初の会議となるため、会長選出までは副会長が進行を務める。
- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。Web会議システムでの出席を含め定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- Web会議システムでの出席者がいるため、注意事項を伝達。
- 第37回会議資料の確認。

2 委員紹介

副会長

- 今年度新たに就任した委員がいるため、委員紹介を行う。
(各委員挨拶)

3 事務局紹介

事務局

- 令和4年度事務局職員を紹介する。
(事務局職員挨拶)

4 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出

事務局

- 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出を行う。
- 会長の選任は、学識経験者の内から区長が指名することになっている。現在、副会長を務めている石井委員にお願いしたい。

副会長

- 了承した。

事務局

- 引き続き会長として議事進行をお願いする。また、会長より挨拶をいただきたい。

会長

- 私に取りまとめができるかどうか不安なところもあるが、ぜひ皆様には何でも言っていただき、葛飾区の子どもや青少年が育つ環境について共に考えていけたらと思う。
- 続いて副会長の選任を行う。副会長は互選となっている。

委員

- 今回学識経験者として就任した二宮委員にお願いしたい。

会長

- よろしければ、二宮委員に副会長をお願いしたい。

(各委員から承認の拍手あり)

(副会長、了承)

副会長

- 葛飾区の状況について勉強しながら、お子さんや住民の方のために力添えができたらと思う。

会長

- 議事に入る前に、事務局より挨拶がある。

事務局

- 今年度は、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが主な議題となる。
- 新型コロナウイルスの影響と思われる出生数の減少や、アフターコロナにおける乳幼児人口の推移、保育施設利用意向の動向など、本区に限らず、子育てを取り巻く環境はここ数年で大きく変化している。
- 大変難しい状況の中ではあるが、今後も各委員の皆様には活発にご議論いただき、皆様との協働のもと、子育て支援施策を推進していきたい。引き続きよろしくようお願い申し上げます。

5 議事

(1) 令和4年度葛飾区の現況について

会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いする。

(事務局説明)

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見ををお願いする。
- 保育園は待機児童がなくなったが、学童では依然ある。また、昨年・今年と続けて0歳児人口がかなり減っているが、このままでは計画の予測と数値が大きく違ってくる。以上の2点が大きなところだと考える。

- 0歳児人口が昨年に比べ300人程度減少し、今年も横ばいで続いていることについて。計画の数値からかなり乖離してきているところだが、そのあたりを事務局としてはどう考えているのか。
- 今年の4月から父親にも育休を奨励するよう制度改正され、0歳児の保育ニーズに変化が起こるだろうと予想されるが、どのように考えているのか。

事務局

- 量の見込みと実際の入所者数に乖離が生じていることについて。会長からも指摘があったが、0歳児人口は平成30年度から減ってきており、このあたりの状況をどう見極めていくのかを課題として考えている。
- 今年度、子ども・子育て支援事業計画の見直しを予定している。子ども・子育て会議でも、こちらから材料を提供し、人口推計などの内容についても提示しながら今後の方向性についてご議論をしていただきつつ、方向性を深めていきたいと考えている。
- 先ほど、保育ニーズ関係のところ父親に関する話もあった。何年か前に比べると、保育に対して求められているものは、本当に変化しているのではないかと考えている。
- 区では量の確保という観点で今まで進めてきたところの視点に加え、保育の質をどう高めていくか、そのあたりを保育園や幼稚園の皆様と議論しながら、保育の質の向上に向けて検討していきたいと考えている。

委員

- 父親の育児について。ニュースで愛称が「育業」になったとあったが、父親の子育て講座などをやっている、明らかに育休を取っているパパが増えており、また、長期間になってきているのを感じる。3か月とか半年、1年というパパもいて、段々増えてきているのは実感しているが、育休を取っただけで好きなことをやっているパパもいる。それでは逆に負担になるため、だったら仕事に行ってくれというママの声もある。
- 男性育休をどんどん取ってほしい、国としての動きもあり、今日も愛称が育業と決まったというところで、葛飾区として父親への子育て関連の啓発というか、そういったものをどう考えているのか聞きたい。

事務局

- 児童館や子ども未来プラザでの取組について。ゆりかご面接を通じて、パパが育児にどう関わっていくかの計画も、ゆりかごプランを作るうえで子育て相談員から示している。また、最近のいろいろな乳幼児の年齢別活動など。昨日も児童会館の運営協議会などで今の事業の様子を聞いてきたが、お母さんとお子さんだけでなくパパも参加して、というような方が特に土日が増えていることとか、場合によっては、お父さんとお子さんと来ているみたいな、そういう方もどんどん増えてきているという話を聞いている。こういった輪を広げていくことが大事と考えている。
- ゆりかご面接について。母子健康手帳交付時にゆりかご面接をして、ゆりかごプランという出産までのプランを一緒に考え、お渡ししている。また、何か困っていることがあれば相談に乗り、そのときに困っていなくても大切な出会いの1回として、お母さんをこれからずっと支えていきますよという形でお話している。
- 父親については一緒にいらっしゃる方もいるが、まだまだ母親だけということが多い。パパ

ランという形で、どういう支援が必要であるとか、一緒に子育てをしましょうといった、3歳ぐらいまでを対象としたプランニングも行っており、父親・母親で一緒にいらっしゃる方にはお渡しをしている。

- 最近、育児休業について父親も取得を勧められる状況にはなっているが、話を聞いているとまだまだ浸透していない様子。会社によっては厳しいところもあり、家庭に帰ると支援者が自分とパートナーだけというような常に厳しい状況で、子育てに父親もパートナーも悩む。親と子の心の相談という形で、精神科の先生、心療内科の先生との相談日を設けているため、そういうところに紹介するような方も中にはいる。

会長

- そのようなプログラムや色々な交流の機会をさらに充実させてほしいというのが、委員からの要望も兼ねているのではないかと思う。ぜひ保健センターだけではなく、子ども家庭支援センターやNPOの拠点等とも企画していただきたい。

委員

- 今の話を聞いて。総合センター運営計画の33ページにもあるが、保健センター等で渡しているものの中に、「妊娠届の際に交付する『母と子の保健バッグ』に同封しています」という文言がある。この「母と子」という言い方をもう止めませんか。

事務局

- 委員の考えはよく理解できる。ただ、母子健康手帳ということで、母胎保護というような形での歴史がある。親子手帳や子育て手帳みたいな、一緒に育てていこうというようなこともあるため、国の動きなども考慮しつつ検討を進めたい。

委員

- 乳幼児は待機児童が解消されたということだが、学童保育の待機児童の問題も考えていかなければいけないと思う。小学校に増設するということが、施設を整備するまでには時間がかかるため、何かそれまでにできることを考えていくべき。校庭の開放を充実させるとか、働きながら安心して子育てできる環境というのを考えていければと思う。児童館の子どもたちの利用状況とか、わくチャレは小学校によっては1年生からできるところもあるし、3年生からできるところもあるので、その辺をもう少し充実させていくことで何かできないか。

事務局

- 現実に学童の待機児童が発生しているというような状況については、重く受け止めているところである。現在は、子どもが通いやすいよう、学校の改築などにあわせて校内学童を整備していく方向で進めているところではあるが、この5年間で88カ所から92カ所で4校の整備であり、こういったスピードになっているという現状もある。
- 児童館などについて、地域によって学童の利用状況には差があるが、いくつかの館についてはかなり定員がいっぱいのところがあり、2年生を中心に、そこについては何とか受けようという状況にある。
- わくチャレ等との連携も必要なものだと思っている。この間、コロナの関係などもあり、わくチャレ等の活動も十分にできなかった状況もある。まだ油断はできないところだが、以前の日常に向かいつつもあるので、わくチャレや教育委員会との連携を一層進め、校内学童の整備に時間がかかる中で、工夫として何かできないかということについては、教育委員会事務局と

も連携して模索しているところである。

会長

- だいたい何人ぐらい待機児童が出たらもう1個整備しようとか、量を増やそうとか、そういう取り決め等は考えているのか。

事務局

- 会長からも話があった通り、今、待機児が発生している状況というのは事実である。見ていただくと思うが、保育園は保護者の方が送迎をするというところで、ある程度自由につくれるため、施設数も30年度と比べると増えている。ただ、学童というのは、学校に通う児童が通うところなので、区としてはまずそこで安全に学童に行けるというのを目的に校内学童の整備を進めているということを考えると、なかなか施設数を大幅に増やすというのが現実的には難しい部分もある。
- 待機児に関しては、49校合わせて281人なので、今年度一番多いところだと39人というのがあるが、半分以上のところは0である。我々としても、多いところに対して何らかの対策を取っていかねばならないと考えている。
- 今年度に関して言えば、一番多いところについては学童を希望する保護者のほとんどが、夏休みの子どもの居場所を心配している。そのため、今回一番多い学校に対して、夏休みだけ特別見守りますよ、という事業を今年度その学校でやる。そういった形で、何とか待機児の方が不安にならずに過ごせるような環境づくりを進めている最中である。

委員

- 今、「学童に入りたい」「待機児はどのくらいいますか」というような問い合わせが結構入ってきている。だいたい低学年はおっしゃる通り全部受け入れているため、4年生・5年生の問い合わせが多い。ただ、具体的に言うと定員が60人のところ、今77人入っている。年によっては、ほとんど休まないで最多で77人登園することもあるが、だいたい10人くらい休む。そのため、定員を超過しても何とか踏ん張ってやっていけるところだが、夏休みが終わると子どもたちが退所していくのが目立つため、そのところを、例えば小学校の空き教室があるのであれば、そこを何とか1か月半ぐらい上手に利用できないか。
- 全て学童で対応するためには、増設がすぐには難しいのであれば、そのところを何か考えるのもいいのではないかと。たぶん夏休みが終わればニーズも段々減って行って、10月・11月になると定員に近い人数に減っていくため、その工夫というのは、例えば企業とかそういうサービスをやっている会社もあるので、そういう活用なども含めて考えると、施設を増設するというお金よりも、そういうところに補助とか運営費を出すほうがよいのではないかと。
- たぶん、学童も何年かすれば待機児も解消されていくと思う。そのときに、増やした施設をどうするかという問題も起きてくると思うため、もしそういう柔軟な発想があれば、割と早い時期に保護者が求めている夏とか冬の一時的な預かりの学童も対応できるのではないかと。そのような感想は持っている。やはり、今運営している学童の事業者だけでは、これだけの待機児に対応するための職員数はすぐには増やせないし、職員の採用も難しい状況にあるから、少し考え方を変えれば何とかできるのではないかと。印象はある。

会長

- 素敵なご意見だったと思う。新しい部長も教育委員会出身ということで、うまく学校の夏休み

に空いている教室を使っていくというところも、ぜひご検討いただければと思う。

委員

- 先ほどの意見と重複するかもしれないが、やはり高学年になってくると、1人で家での留守番も十分できるようになるが、それが長期休暇の期間になると、一日朝からずっとYouTubeを観たり、ゲームしたりして終わってしまう。それも悪くはないかなと思うが、充実している夏休みかと言われるとそうでもない。そうなってくると、母親としては、夏休みこのままでいいのかなという気になってしまう。なので、以前はよく広報などで見かけたが、夏休みの一時預かりなど、こういったものは高学年のお母さんたちでもすごくニーズがあると思うし、今言っていた教室の活用などを使っていくと、例えば中学生とかそういった学年の子たちでも、「今日は学校に行って過ごしてみようかな」ってなると思う。
- なかなか外が暑いと、外で元気に遊ぼうという時代でもないと思うし、コロナになってしまって、なかなか出かける機会もないので、大変だとは思いますがそういったプランを少し道筋を立てていただくと、保護者としては非常にありがたい。よろしく願いたい。

会長

- ご意見としてご検討いただければと思う。

委員

- 資料について質問がある。資料2の2ページの(3)の「乳幼児人口に対する在園児の割合」だが、これは保育園のみなのか、認定こども園、幼稚園も入っているのか、教えていただきたい。

事務局

- 資料2の1ページに「(2) 保育施設数と定員推移」とある。ここに記載している種別の園が全て入っているため、公立保育園から下は家庭的保育事業までが含まれていると捉えていただければと思う。

委員

- そうすると、認定こども園の場合は、1号認定が除外ということですかね。ありがとうございます。
- 先ほど委員から意見があったが、幼稚園での父親の参加率は、年々私の園では高くなってきている。特に、コロナ禍で在宅勤務の父親が増えてきたということもあって、お母さんに代わってお父さんが朝や帰りのお迎えというようなことも結構増えてきているようである。
- さっき校庭開放の話も出たが、幼稚園でも、たまに土曜日の園庭開放などがある。校庭であったり園庭であったりの開放では、お父さんの参加率が高い。お父さんも非常に子どもと関わりやすいのだと思う。もちろん、子どもだけで過ごしているところもあるが、保護者というと結構お父さんの参加率が増えている。学童も緊急的な一時対策としての校庭開放も大切だと思うし、週末だと、父親の参加率が向上されるのにも非常に有効なんじゃないかなというふうに思う。

委員

- ちょっと話が戻るが、お父さんの育休について。実感としては、まだうちの園では少ないところ。逆に言うと、育休が取れないお母さんも現実的にいる。産休期間は休めるけれども、育休期間になると「仕事に来てくれ」と言われて、本当に2か月、3か月のお子さんを連れて仕事

場に行くというお母さんもいるのが現実かなと。その中で、お父さんも育休を取得されている家庭というのは、それが幸せかどうかはまた別な話かもしれないけれども、恵まれているなあ。ただ、そうじゃないご家庭のお子さんもお預かりする中で、子どもにとっては平等なことなので、そこら辺のところをケアする体制、今も区のほうで取っていただいているところですけども、より力を入れていただきたい。

- 近々の例でいうと、うちにも今シングルのお母さんがいて、1人目を預けられているが、次の子を妊娠されて。5月の復帰で、会社に言ったら、会社をクビになりましたと、喧嘩して辞めましたと。それで今仕事を探しているという状況で、それは区の子ども総合センターにも相談させていただきながら、今何とか仕事を探しているところだが、そういう家庭もある。ただ、子どもにはやっぱり平等にいろんなことを受けていただきたいところなので、その辺りのケアをもっと連携を深めていければなあと思っている。
- 学童のほうでいうと、夏季一時預かりをやっているが、夏季で4・5年生、それでもやはり全員を受け入れられるわけではない。わくチャレが、結構学校によって対応が違うというのが正直なところある。うちがやっているところは校長先生ともよくお話しできたりして、学童の子が校庭で遊ぶのとかも割と自由に受け入れてくれるところだが、聞いた話だと、学校によってその差が大きいというのもあったり。夏季一時の受け入れに関しても、うちのほうは学校の教室とかミーティングルームとか貸していただけたりするが、その辺の調整が難しいというお話も聞く。校長先生の権限なのか、教育委員会でもっと決められるものなのかわからないが、教育委員会で決められるのであれば、校内にある学童に関しては、一律の何かを定めていただくとよい。
- あとは、保育園でも増えているいわゆる要支援の子どもについての体制が、保育園では加配が増えたりとか、もちろん学童でも加配はあるが、そこをもっとより細かく見ていかなければいけない。なので、保育園の子どもから、小学校・中学校へ向かう全ての子どもに対しての一貫した流れを、今後、より区とも協議しながら高めていくというのが、葛飾区に住む子どもにとってもいいことかと思うので、子どもにとって何がいいのかを一緒に考えていけたらと思っている。

(2) 令和4年度整備予定施設について

会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。
- 質問、意見等がなければ、引き続き事務局より説明をお願いします。

(3) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

会長

- 議事(3)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

- ただいま、事務局から現状の説明と細かい数値等々の見直しに関する作業部会設置の提案があった。それについて意見等はあるか。特に異議がないということであれば、設置を進めていくことになる。
- 1つ確認だが、3ページ3番の「見直しの範囲(案)」のところで、第4章では目標値の修正とか、第5章では量及び確保方策の見直しというような感じで、大まかには数値をいじるということかなと想像できるが、4章のところに、計画事業の追加・削除みたいなのところもある。このあたりはどのくらいの範囲で想定しているのか。

事務局

- 会長からも今、概要について話があったように、基本は量の見込みと確保方策の見直しが中心ではあるが、今般、新型コロナウイルスの影響をはじめとするいろいろな状況変化があったと思う。計画事業の追加・削除の一例としては、このコロナの状況を受けた今後の施策や、計画策定後に既に展開しているものもいくつかあろうかと考えられる。
- 状況の分析もしながら、1つ想定しているのは、この間、コロナを受けてのいろいろな施策というようなものが、どんなものがあつたのかとか、その影響が一時的なものなのか、今後のウィズコロナというか、生活様式の変化などにも伴って、今後に必要な施策なのかとか、そのあたりも計画事業の追加・削除のところで扱う項目の一例としては考えているところである。

会長

- なるほど。前の会議で配布された子育て支援に関するアンケート調査結果の中に、結構コロナだからどうのこうのという意見等が盛り込まれていて、何かそのあたりも策定の見直しをするのに根拠として生かしてもいいのではないかと思ったので、やや安心した。

委員

- 今後、量の見込みについて見直すということで、現在、葛飾区が認可定員変更についての協議を受け付けているところだが、その辺との関係が気になりである。あと、これは前の会議でも発言したが、保育園は当然100%子どもが埋まっている状況で職員を100%揃えるというのが大前提であるところなので、いつでも入れる保育園というのはもちろん理想だし、我々も来るお母さんとかに「今、入れないんです」というのは心苦しいところはある。けれども、職員を100%揃えるには100%子どもがいる状況というのが理想なところなので、量の見込みについて、今、認可定員変更を受け付けていることも含めて検討いただき、大きな乖離がないようになるとよい。
- 区が立てた量の計画については、区はおそらくそこまでは子どもがいるという前提で立てると思うので、もちろん我々もそこまでは園児を見るという前提で考えると、現在乖離があるのは、保育園の運営的に大変厳しい。ただ、区として、量まで見るという予算的なことも含めて、おそらく確保すると思われるので、もちろん全部という話ではないが、定員と見込みが乖離しても、いつでも入れる保育園として迎えられる体制を整えられるようにしてほしい。これもお話を進めながらになるが、今後何かしていったって、いつでも安心して迎えられる状況で、保育園の安定した運営ができることが我々にとっては一番だし、それがひいては子どもさん、保護者の皆様にもいいことなのかなと思っている。

会長

- 今、委員がおっしゃったことは、実はほかの自治体も同じ状況で、量の見込みが現状と大きく乖離しているというのが、今、大変問題になっている。それはなぜかという、実はこの量の算出をしたのが、27年の総務省の人口推計というのが基になっていて、そこからすると、微減していきだろうという想定でやっていたけれど、そこにコロナが来たりという要因があったというふうにも言われていて、施設の空きについて多くの自治体でかなり問題になっている。なので、今から中間見直しというタイミングはもしかしたら遅いかもしれないけれど、もっとスピード感をもって、量の調整みたいなものをその都度その都度できるといいなあというのは私も同意見である。
- それでは、この作業部会設置に関して、異議があれば、挙手をお願いします。ないようなので、作業部会を設置する方向で進めていきたいと思う。作業部会の委員については、要綱上、会長が設置することになっていると伺っているので、事務局とも検討した上で、事務局からご連絡するということで、会長・副会長にご一任いただけるとありがたいのだが、どうか。
(各委員、承諾)

(4) その他 ①葛飾区子ども総合センター運営計画について

会長

- 議事(4)①について、事務局より説明をお願いします。
(事務局説明)

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

委員

- 子ども総合センターだけではないが、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中で、いろいろな子育て支援等の項目がある。例えば幼稚園であれば、未就園児の親子が集う会があり、こども園や保育園ではひろば事業等、まだ就園する前の親子が集まれる場所がある。そのひろば事業が、子育て支援計画の中の、例えば母親の子育ての孤立を未然に防いだり、またそれによって、児童虐待にいく前の段階でいろんな相談ができたり、母親同士のネットワークができたり、そういったことに対しての役割が、年々大きくなっているのかなあと一事業者として感じている。たくさん計画がここにあるが、その中のかなりの項目に、このひろば事業が何らかの形で関わっているのだなあというふうに思っている。例えば、子ども総合センターとの連携で考えると、支援の必要なお子さんや、子育てに対して非常に困り感の強いお母様が、就学前ではなくて就園前に園の職員と関わりを持ち、相談をして、いち早く支援につながるケースというのがすごく今増えている。特に、幼稚園・保育園・こども園のひろば事業というのは地域にかなり根ざしているというか、保健センターよりも、総合センターよりも、自分たちの住んでいる家からすごく身近な場所に存在しているので、非常に敷居が低いというか、訪れやすい。そこで職員といろいろな話をして繋がって、いろいろな支援に繋がっていているケースが、非常にここ数年で増えている。例えば、私どものひろばだと、月に1回身体測定をやる人がいる。そういうのがあって集まりやすくしている。健康診断ではないが、身体測定の情報とかそういうものが、今度は保健センターの健診とかにうまく繋がったり、また、支援の必要なお子さんであれば、いち早く子ども総合センターさんと繋がったりしていけるようなシステムを、ぜ

ひ今後構築していただきたいなというふうに思っている。

会長

- そういった末端のひろばとか保育園は状況を把握しやすい立場にあるが、結局、個人情報保護の観点で、児相は何にも教えてくれないとか、子ども総合センターと児相と現場の連携がなかなかうまく取れないということはよく聞く。そのあたりは、厚労省のほうも発見機関として、ひろばとか保育園というのを認定して行ってというふうな流れに今後たぶんなっていくのではないかというふうに、制度上は思う。そのあたり、準備室の方たちも今日はずらっと後ろに控えているので、保健所と児相と、どうしたらその壁を。つまり、個人情報の保護は法ではあるけれども、必要な場合は条例等でそこを連携できるということにもなっているかと思うので、その辺りをどういうふうにやったらいいかについてお考えをいただけるとありがたい。

事務局

- 現時点での考え方、捉え方、アプローチについてお話をさせていただく。
- まず冒頭、委員から話があった地域における子育てひろばについて、これはいわゆる虐待につながるような事例とか、不適切な養育に繋がることを早期に抑えるなど、身近での相談機関として孤立を防ぐような機能も含めると、非常に重要なものであるというふうに認識している。現在は、そういった場で何か課題があった場合に、施設の紹介という形で私どものほうに繋がる、継続していくということが通常のルートだが、ご存じの通り、虐待等の発見等をした場合は、それぞれに通告義務があるので、その2つのルートから来られる。通告があった場合は、要保護児童対策地域協議会というところに持ち込めるといふか、形式的には関わる形になるため、法律上でもそれぞれの機関の守秘義務が外れてくる形になる。そのため、危機的な状況の場合は、こうした通告というルートを使ってもらえれば、対策について、1つのチームとしてアプローチしていくような行動が取れると思っている。
- 今後、児童相談所も設置していく予定である。児童相談所に繋がっていく危機的な対応も同時にかかっていくため、より深い取組ができると思っている。これは私どもが精力的に体制構築に努力していきたいと思っている。
- また、これは子育てひろばの話だが、子ども未来プラザというものが建設中である。ここは、地域のそういった機関の方々と連携を組むのが業務の1つになっている。今、委員から話があったような方などは、その未来プラザの持つ機能を併せて利用していけるような形にすれば、地域における孤立の防止、また、支援の深まりというものにも繋がっていくと思うため、今後そういったアプローチをさせていただくことになると思う。

会長

- 今の話を聞くと、現状、全く問題ないみたいなふうに聞こえてしまうが、たぶん問題があるからいろんなものが出てきているんじゃないかと思うが。

事務局

- 仕組みの話として申し上げたものである。今、回答をしそこなったのが、情報の提供の部分である。委員から、例えば身体測定の話があったが、一連の情報として取り扱っていくところは、現時点では法的にも問題があるので、支障が出てできない。孤立するお母さん方、また、家庭の状況を共有していくということが本来的には必要だと思うが、現時点では、おそらく要保護児童対策地域協議会でしかできないため、この辺は現場同士の先ほど言ったようなもう1つの

ルートの紹介を通じた形での連携強化という限界があるかというふうに思っている。

会長

- でも、それだと、たぶん児相をつくっても児相は児相、子ども家庭支援センターは家庭支援センター、現場は現場みたいな、縦は縦で変わらない図式になってしまうと思うので、やっぱり葛飾区児相ができるというメリットは、そういった横の繋がりをスムーズにしていくという、そういうふうなところがメインになるのかなと思うが。

事務局

- 少し補足をさせていただく。
- まず、葛飾区の児童虐待、また、いわゆる支援が必要な家庭への対応の基本というのは、地域を含めた見守り力の強化、子どもとその家庭を見守るまなざしの育成というのを基本に考えている。当然に会長からもお話があったような、これは行政だけではできない。ということで、子育てひろばをはじめ、様々な皆様と連携を取った、いわゆる大きな輪をつくって、皆様にもアンテナ機能を持ってもらうということをベースに考えている。当然に要体協のお話であったり、また、それだけではなく、個別具体の直接の連絡を取り合って話を聞き、スムーズに対応したりする。これをまず基本に考えている。
- 子ども家庭支援課、いわゆる子ども総合センターと児童相談所、こちらは2つの組織にはなるが、当然にどちらに連絡が入っても、どちらに通告が入っても、速やかに共有をしてすぐに対応する。当然、その対応をするときには、主担当をしっかりと定めた上で対応するというふうに現在考えているところである。
- また、情報共有の部分については、皆様もご承知の通り、児童福祉法の中で虐待が疑わしい場合の情報共有というものは認められている。このため、それに関わる情報であれば、当然、子どもと皆様で情報を共有し合って対応していくということは行っていくので、その点についても、しっかりと組み立てているところである。
- 先ほどの身体測定の情報をお互いにというのは個別具体の話だったので。もちろんそれが、例えば成長曲線に著しく影響があったというものが見受けられるのであれば、ネグレクト等の心配もあるので、対応を開始するということはある。あくまでも虐待の疑わしいときのスムーズな対応ということで、こちらでは今考えている。
- また、現在の児童福祉法の改正もされていると思うが、この中でも母子保健との連携というのが宣言されている。現在の子ども家庭支援課では、母子保健部門を抱え、また、保健センターと連携をして対応しているところである。この議論について、改めてその機能をしっかりと強化していく、円滑な体制を整えるということで考えているところである。

委員

- ありがとうございます。虐待に関しては、虐待があるという通報というよりは、お母様のお悩みを聞いたり、いろいろコミュニケーションを取ったりすることで、未然に虐待の芽を摘んでいけるということで、ひろば事業が役に立っているという話をしたかった。
- もう1つ、身体測定に関しても、情報提供云々ではなくて、ひろばの中で月に1回そういう話が職員とお母様とができるので、お母様自身が何か相談を持って保健センターに伺えるような援助ができるのではないかとということなんですね。特別支援に関しても、お母様自身が悩んでいることについていろいろお話を聞いてあげることで、「じゃあ、ちょっと子ども総合センタ

一に相談に行ってみようかしら」というようなお膳立てというか、気持ちを前に向かせてあげるためにあるのかなというふうに思っているのです、そういった意味での連携が今後もしもできたらすごくありがたいと思っています。

会長

- ありがとうございます。でも、そうは言っても、先ほどの話だと要体協でしか情報共有する場がないと言っていたが、それだとたぶん規模感としては大き過ぎると思う。

事務局

- 日常的な個別の話であれば、先ほどのような連携の部分ですね。今も個別の事前情報のやり取りというような形で、ご本人たちがハードル低く来所できるような工夫は取っている。ただ、今現在の限界としては、悩みの根っこというか、例えば家庭状況の話みたいなことまで、園側からもいただくというのは難しい部分の中で、ご本人たちがどう私どものほうにその辺を訴えられるかという、事前の主体づくりというのがなかなか難しいのは事実である。
- 要体協の話は、これはまた別であり、事前のお困りごとの解決に向けた取組については、もう少しいろいろ工夫もしながらやっていこうというのが、先ほどの子ども未来プラザにおけるネットワークなので、工夫をそれぞれの地域で話し合うような場としても期待しているところである。この辺はまた知恵を拝借しながら進めていければと思っているので、よろしく願いたい。

委員

- ちょっと話がそれてしまうかもしれないが、今、地域を含めた見守り力の強化をしていくという話で、普段繋がっていない方々が、地域の見守りというのはなかなか難しいと思う。ほかの地域だが、墨田のほうで防災遠足というのをやっている地域があり、地域の高齢者から子どもたちまで、実際に避難経路を歩いて避難所まで行ってみようというような取組があり、大学生を中心にしてやっている。ここも民間の活用というか、普段から地域の子どものこととか高齢者のこととかどうなっているのかなというのが、普段から見えていけるといいのかなと思うので、町会とか自治会とかの力を借りながら、何かできないかなと。
- あと、高齢者分野では地域ケア会議というのが行われているが、要体協のところまで行かなくても、何か地域ごとに、小さく何か地域の問題とかを提言しながらやっていける仕組みができるといいのかなと思うが、いかがか。

事務局

- 先ほど話にあった子ども未来プラザが、地域の子育て支援の拠点施設という位置付けである。その中で、ネットワークづくりというものは、当然、子ども未来プラザだけでは地域の子育てを支えていけないというところであり、まさに地域の力を借りながら、構想までいくまでではないが、そういったお悩みごとなどを共有しながら、民生委員や地域の幼稚園・保育園、そういった施設と連携しながら、網を広げていくという形で取り組んでいきたいというふうに考えている。

会長

- ありがとうございます。ということで、計画の中でこれは改訂されていくのかもしれないが、やはりそういった現場との具体的な連携の在り方を、こうしていこうみたいところが若干弱いという感じがするが、その辺も今度改訂するとか、何か考えていくときにプランニングして

いくといいのかなというふうな感じがした。よろしくお願ひしたい。

(4) その他 ②子どもの権利を守る仕組みづくりについて

会長

- 議事(4)②について、事務局より説明をお願いする。

(事務局説明)

会長

- これは条例化していくとか、そういう具体化していくような方向性もあるということなのか。

事務局

- そういったことも検討の中では考えていきたいと思っている。先ほどの説明の中にもあったが、児童相談所が設置されることに伴い、区でも、児童福祉審議会というものに関する事務を担っていったり、子どもの権利擁護についての部会などを設置したりということも考えている。そういった中で、被措置児童の方だけではなく、広くお子様の権利についての相談みたいなものを受けていったりとか、よくアドボケイトとか申しますけれども、そういった意見を表明するような人についての仕組みも検討していったりとか、あとは先ほど職員が説明したような、子どもの権利が大事なのだと、子どもの権利を守っていく仕組みが大事なのだということについて、周知啓発にも力を入れていきたいと思っている。そういった取組の一環として、会長からも話があったが、一手段として条例の設置などについても検討をしているところである。

委員

- 「子どもの意見を聞き」というのがあがるが、これは具体的にどうやって聞こうと思っているのか伺いたい。
- 現状ということで、「子どもの権利について、十分に認識されていない」。これ、意外と学校で認識されていないというのがあるなど。葛飾区内で、中学校になると校則が本当に権利を無視しているというのがたくさんあるが、そういった部分はどう考えているのか。ほかの自治体だと、校則見直しを強制的にさせるようなところもあるので、その辺りはどうなのかと思った。

事務局

- 具体には詰めているところだが、お子様の意見の収集ということで、例えば小学校6年生から中学校3年生ぐらいのお子様に対して、何らかのアンケートをするとか、あとは夏休みなどを利用して、例えば高校生の方にお集まりいただいて、意見交換をしたりするワークショップみたいなことも考えている。それから、我々が所管している施設として、児童館などもあるので、乳幼児のお母様などについても、アンケートを行ったりしつつ、日頃お世話になっている子ども応援課と繋がりがあるようなNPOの皆様とか、その辺りとも意見をお伺いするような機会も考えていきたいと思う。
- 先ほどの話の中で、校則の問題などもあった。具体的に校則のことをどこまでというところはあるが、想いとしては、子どもの権利が大事にされていないなあとと思う場面について、当事者のお子様と共有して、そこを何とか守っていくような雰囲気を醸成できるよう取組をしていきたいと考えている。

会長

- ありがとうございます。昨年、世田谷で区立保育園の不適切保育が問題になり、それが今、

厚労省の不適切保育をなくすためのガイドラインに反映されているものがある。ここでは、「切れ目のない子ども・子育て支援」といいながら、具体的な取組だと、意見を聴取するとか、割と一定年齢層以上の子どもの権利みたいなところが集中されているのかなと思う。不適切保育みたいなものや先ほどの校則もそうだが、教育や保育の場面で、そういう権利が侵されていないだろうかとか。そういうところも、取組として盛り込んでいくといいのかなと思う。

委員

- 子どもの権利ということで、とても大事なことだが、とにかくこの会議なんかもそうだけれども、子ども目線で物事を考えるということが、なかなか難しい。先ほどから出ている、親として育つためにどうしたらいいんだとか、それから、子どもが保育園に入れたからいいじゃなくて、入ってからは、本当に同等の質の高い保育を受けられるということが当たり前になるということのために、地域で頑張っている小さなことを、やっぱりもっともっと吸い上げてほしい。それを生かしてほしい。それが基になって、この権利とか、最終的には児相なんかはね、もうちょっとしなきゃいけないこうなるわけで、それまでのその過程というものを、それぞれがやっている部分を本当に生かしてほしい、そんなふうにする。この会だけでは到底無理なので、提案でもあるが、できれば保育の質とか、親がどうやって親として育っていくのかというその過程を。やっぱり、分科会とか作業部会なのかわからないけども、そういうところで横と繋がって、幼稚園なんかは結構おやじの会とか、もう家族同士の付き合いとか、地域で共同体をつくって助け合って支え合うんですね。障害が多くても何だってやれるわけですね。でも、役所ができないことをしなければ。僕らは数値にならないところをやっているわけで、そのことをもっともっと生かしてほしいなど。そんなことを今日、思いました。

委員

- 「切れ目のない子ども・子育て支援」という部分で、先ほどの発言と重複する部分があるが、こちらの会議に来ている方も、中学生・高校生以上の方に関わりの深い方も大勢いるのかもしれないが、私がこの公募委員に応募したときの要綱で、小学生以下の保護者の方が対象というふうなことが書かれていたので、小学校に上がったら、中学生・高校生は別にそこまで支援は要らないでしょっていう、区役所の方の意識みたいなのを少し感じた記憶があるので、やはり中学生、高校生ぐらいになってくると、自身で意見を述べたりとか、考えを持ったりしている方も多くいると思うので、そういったものを、来るのを待つのではなくて、拾いに行っていきたいなど切に思う。
- また、これはちょっと話が別になるが、コロナ禍で4月に出産をして、コロナ前の出産とだいぶ違った印象を持った。やっぱり病院は面会ができなかったし、分娩室でもマスクは外せなかったっていうすごく大変な思いをして、誰もおめでとうと言いに来てくれない孤独な時間を過ごして、退院後も孤独だった。まあ、上の子がいるので孤独ではなかったのだけれども、これが初産とか、2人目のお子さんとかになると、かなり精神的に追いやられているのではないかなと、すごく心配している。赤ちゃん訪問事業をしてくださっているのはありがたいけれども、やっぱり葛飾にいて初めて出産された方っていうことに限定してしまうと、なかなか地域社会との繋がりが無い中で、子育てをつらい状況の中、マイナスからスタートしないといけないというのが大変だなというのを今回肌で感じた。なので、すぐには難しいかもしれないが、何かそういった産まれたばかりの赤ちゃんとお母さんに対しての支援の目、もうちょっと全体で向

けてもらいたいと思う。「旦那さんがいるから大丈夫じゃない」とかって言うと思うけれども、育てたことのあるお母さんたちは、「旦那はなあ…」っていう気持ちがあると思う。どうしても、スタートラインが妊娠してからと出産してからだと全然違うので、頼りたくないわけじゃないけれども、なかなか頼りにならないし、使い物にならないと思うときがあるので、そこは行政とか地域社会の方々がちよっと手伝っていただいて、コロナに負けないように、コロナに打ち勝つような葛飾になってもらいたいと思う。

委員

- 今回、葛飾区にやっと児童相談所ができるということで、非常に期待している。私どもは以前に主任児童委員という制度ができたときに、いじめだとか非常に頻繁に起きていたが、そういう相談があっても、足立の児童相談所に相談に行かなくちゃならない。何で葛飾区はこれだけ人口がありながら、できないのかなと思って要望を出していた。それが平成7年、8年ぐらいの頃で、やっと葛飾区に児童相談所ができるということで、そういう問題がいっぱい起こって相談所にいかななくてはならないのはいいことではないのだけれども、でも、今度は葛飾区に児童相談所ができて、区民のことはみんなやっていただけるのだからというふうに思って、非常に期待をしている。
- 一体となってやるのには、同じ区内にあることがとても大事だと思うが、いくら通報の義務ができて、「いじめがあります」、「虐待されています」と通報しても、親御さんの親権の前にはまあ弱い。親御さんに「別にいじめてないですよ。しつけです」とか言われてしまうと、それまでになってしまうことがある。そういう細かいことにも、今度は一体となって対処していけるということで、とても期待している。

(4) その他 ③前回会議での質問事項について

会長

- 議事(4)③について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 前回会議で、令和4年度葛飾区の予算案概要について事務局より報告したところ、不登校対策プロジェクト及びいじめ防止対策プロジェクトの実態等について、委員の皆様からご質問をいただいた。このことについて、教育委員会の担当から実態を確認し、こちらにてご報告すると前回会議で説明したので、報告を行う。
- 不登校対策プロジェクトについて。前回会議にて、「校内適応教室は、年間2校ずつの整備となっているが、悠長に構えていていいのか。ふれあいスクール明石だけでまかなえる実数なのか」という質問をいただいた。このことについて、令和2年度の不登校児童・生徒の出現率に関しては、小・中ともに増加はしているが、復帰する復帰率に関しては、小・中学校ともに改善している。不登校に関しては、要因や背景が多様化・複雑化しているということもあり、まず箱物ではなく、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性のあるスタッフと連携を強化し、適切な支援策を講じていく。
- ふれあいスクール明石について。こちらは適応指導教室というものになるが、様々な要因等により登校できない状況にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行うものである。もう一方の校

内適応教室だが、先ほど、「年間2校ずつの整備で悠長に構えていいのか」というところがあったが、校内適応教室に関しては、前回の予算案の会議の資料には全数ではなく、令和4年度整備2校、5年度も2校の予定というところで、2校ずつだけで少ないのではないかとというような質問になってしまっていた。しかし、実際には令和4年度時点で既に10校整備済みであり、さらに令和5年度に向けて新たに2校、令和4年度は2校の増設の準備を進めるというところであった。そのため、校内適応教室に関しては10校から12校に整備し、登校はできるものの、教室にまで入ることができない児童・生徒、こちらの学級復帰を支援していくというものである。

- いじめ防止対策プロジェクトについて。こちらは、スクールロイヤーという言葉が出てきたことにより、そもそものスクールロイヤーの配置のイメージや、スクールロイヤーとはどういったものなのかというご質問をいただいた。こちらについては資料6を用意しているが、スクールロイヤーについての説明は記載の通りで、簡単に説明すると、令和3年4月以降、複雑化しているいじめの問題等があり、学校で迅速かつ適切な初期対応、問題解決を早期に図るため、法律の専門家としてのスクールロイヤーの設置というところまで開始した。スクールロイヤーに関しては、弁護士会から紹介を受けた弁護士1名を総合教育センター内に配置しており、学校等から相談を受け、必要に応じて現場に出向いて、法律的な観点からの助言を行っている。それ以外にも、校長・副校長に対して、いじめ問題や個人情報保護に関しての法律的な観点からの研修も行っている。
- スクールソーシャルワーカーとの違いについても質問の中で出ていたので、スクールソーシャルワーカーについての説明もさせていただく。スクールソーシャルワーカーは、学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対しての、児童・生徒のおかれた環境への働きかけ、さらには子ども総合センターや児童相談所、医療機関等への関係機関とのネットワークを活用した関係性の構築というようなところで、多様な支援方法を用いて、課題解決の対応を図っていく専門職である。こちらに関しては社会福祉士になるが、法律的な観点でのスクールロイヤーと社会福祉士としてのスクールソーシャルワーカー、それぞれに立場の違いがある。学校からの派遣の申請に基づいて出向いていくというところの違いは全くないが、それぞれに役割分担がある。
- スクールソーシャルワーカーの派遣事業に関して、資料6の裏面に各学校からの派遣依頼の申請数を掲載している。こちら、派遣の申請数という形ではあるが、全件派遣をして対応を図っており、もちろん課題解決には時間がかかるものもあるが全て対応している。

会長

- コロナを境に、不登校になってしまった子は多い。49校小学校があつて、中学校が24校あるという中で、この割合はすごく遅い。先ほどの何かがあったときに、迅速に対応するという話もそうだが、やっぱりそういう数が増えている。いじめはグラフで出ているけど、不登校の数に関してはグラフでここに出ていないというのも少しおかしいし、そもそも不登校の子どもを学校に適応させるみたいな発想が、何かちょっと間違っているというか。そうではなくて、何かこう問題が不登校の子どもとか家庭にあるような書かれ方も、ともすると見えちゃうけれども、問題は学校でしょっていう話になる。そうなったときに、この回答で、「ああ、なるほど」というふうには、個人的には思えない。

- 申し訳ないけど、もっと頑張ろうね、頑張ったほうがいいよねって、ふれあいスクール明石だけだと、じゃあここにどうやってみんな通って来ているんですかみたいな話にもなってくるし、これはやっぱり区としてちゃんと考えましょうよというような回答だなと思ってしまった。言い過ぎかもしれないが、本当に不登校の子って、学校に行かない、行けない、教室に入れないっていうだけで、全部のやる気とかパワーがダウンしてしまっている。だからやっぱり居場所が必要だし、時間も必要だし、ゆったりする機会が必要である。そのことを全然考えていない。ちょっとこれは何だかなと思う。

(4) その他 ④その他

会長

- 議事(4)④について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 私立認可保育所に対する運営費の算定額の相違について、報告をさせていただく。
- 今般、葛飾区が私立認可保育所に対して支給する運営費に算定額の相違があったことが判明し、6月9日及び23日に開催された区議会の常任委員会において、本件に係る報告をしたところである。
- 区民の皆様並びに関係の皆様には、多大なご心配とご迷惑をお掛けすること、深くお詫び申し上げます。
- 保育所への運営費の算定相違の概要については、平成30年度から令和3年度の4年間ににおいて、保育体制の充実のために雇用されたパート保育士等の配置に係る運営費を、72園に対して総額511,819,180円多く支給していたものである。
- これまで、本区では、妊娠期から18歳までの切れ目のない保育・子育て施策に取り組んでいるが、とりわけ、乳幼児とその保護者に対する施策は大変重要であり、区として、いつでも安心して子どもたちを預けられる体制づくりを進めてきた。各保育所の皆様方においても、保育の質・量の両面から、充実に向け、最大限取り組んでいただいている。
- 運営費の算定相違については、今後調査を行い、各保育所の運営に影響の出ないよう配慮しながら、対応を考えていく。また、区議会へ逐次報告し、意見をいただきながら進めていく。
- 今後の区の事務執行にあたっては、全ての事務の責任あるチェック体制の構築をはじめ、適切な事務処理の遂行と再発防止に努めていく。
- 区民の皆様、関係の皆様を重ねてお詫び申し上げます。今後とも、本子ども・子育て会議各委員の皆様の本区の保育行政へのお力添えを改めてよろしくお願い申し上げます。

委員

- 6月9日の文書を読んでもみると、非常に責任逃れのことが書いてある。5億円もの金を、間違えたで済みますか。行政というのは組織で、部長がいて、課長がいて、その上にさらに区長がいる。そして、係長がいて、係員がいる。係員の時点ではまだ決まっておらず、それを、課長、部長が、経営として、間違いないということを確認した上で、初めて決定される。
- 私も公務員を経験しているが、課長や部長というのは重い責任がある。それが、この文書を見たら、やっている人が少なかったから確認する人がいなかったと書いてある。こんな言い逃れはちょっと難しいと思う。やはり課長、部長がきちんと対応しなければいけない。

- いくつか質問をするが、9日に区は一部返還を請求するとしている。ところが、6月17日、区長が園長会で、支給したものは返還を求めない方向でいきたいとしている。ここではっきりと、一部を返還してもらおうということを言っていたきたい。
- それから、父兄らがそれをテレビや何かで見て我々は質問を受けるが、資料がないから、葛飾区はどう考えているかわからないから、回答できない。せっかく長い間かかって築いてきた、保育園の関係者と子どもを育てる父と母との信頼関係が失われつつある。このことをどう思うか。
- それと、子どもを公平に、みんな一緒に育てようという気があったのか。同じような子どもが、同じような金を使って、同じように育てていくというのが重要な考え方ではないかと思う。この点について、回答をいただきたい。

事務局

- 委員のご質問ご意見について、現在、これからというところもあるので、全て回答はできないと思っているが、回答させていただく。
- まずは、今まで各保育園のほうで培ってきた保護者との信頼関係、それを揺るがすような大きなことをしてしまいまして、改めてお詫びをさせていただく。本当に申し訳ない。また、6月9日以降の報道機関での報告の内容についても、若干の違いはあるが、当然区にも責任があると思っているため、その辺りは真摯に受け止め、きちんと対応していくべきと考えている。
- 子どもの公平な保育については、いろんな保育園が様々な経営上の関係や、問題、保育のサービス内容、そういったものを考えながら対応していただいていると考えている。
- 算定相違のあった運営費については、パート保育士を雇用した場合の加算であり、結果として活用していなかった保育園もあるという状況である。そちらについては、今後とも様々な保育サービス充実をする中で、いろいろと保育事業者の方とも話し合いをしながら、新たに必要なサービス向上策のことなども含めて意見を交換しながら考えていきたいと思っている。
- いずれにしても、このようなことになってしまったことを本当に反省している。深く反省するとともに、今後こういうことがないように、きちんとしたチェック体制、再発防止策を徹底して取り組んでいくので、よろしく願いたい。

会長

- おそらく委員は満足いただけないと思うので、しっかりした形で、たぶん次回になったら細かく報告できるのではないかと想定されるので、ぜひ次回の子ども・子育て会議のほうでも、状況を整理していただいて。何園か気づいて、区のほうに言っていた園もあるみたいな報道もあったので、何か情報提供というふうな形で構わないので、今後の会議に示していただけるとありがたいと思う。

委員

- この間、区の部長、課長はじめ、いろいろお話をさせてもらっていた。今回、基準よりも多くパート保育士を雇っても、その分が補助としていただけていたが、先ほども言ったように、保育園の制度としては、子どもの人数によって運営費が決まったりする。ただ、職員は8時間しか働けないのに、保育園は12時間開いているのが普通で、やはり正規の職員だけでは当然回らないため、パート保育士さん含め、多くの職員を雇わなければならない現状がある。今までがすごくありがたくて、今回のことで全部を一旦見直すところだと思うが、現状としてそれぐら

い必要である。子どもは平等で、どの家庭だからどうだとかってというのは全く関係ない話で、一人一人の子どもを同じに扱う、同じ保育をする中で、お子さんの命を預かる仕事のため安全も大事である。それも含めて、現状そのぐらいの人が必要だということをご理解いただけると思う。

- 今回のことでどうなるかというのが、今の時点ではまだはっきり示せないかもしれないが、子どもたち、先生が言うように保護者にも大変不安を与えるし、一番は働いてくださっているパートさんたちに大変申し訳ない。「私は働いていいんですか」って実際言われました。でも、「うちは必要だから働いてもらっているんで」っていうところで、早く、決着という言い方はおかしいけれども、ここはここで、これまで築いてきた区との信頼関係もあるし、これからも進めていかなければいけない。一緒に協力していきたい。我々は現状として、いろいろ訴えもお願いも、これからもしていかなければいけないと思う。今回のことで、この会議に出席されている方は、やはり子ども・子育てのことについて関心も興味も見識もある方だけれども、そうでない方も世の中いっぱいいる中で、本当に我々も一生懸命やっているのだから、そこはご理解いただきながら、何がいいのかを、これから一緒に話し合っていければと思う、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたい。

委員

- 以前この会議の中で、葛飾区の児童虐待検証委員会の検証報告書を皆さんに配ったらどうかという提案をしたが、その後どうか。

会長

- この会で配られていないと思うが、これは公表されていない資料なのか。

事務局

- 報告書に関しては、内容的には非公開ではないものの、配布という形はとっていない。そのため、改めてどのようにお知らせするか、検討させていただければと思う。

3 閉会

会長

- 今日、言い残したということがあれば、事務局までメール等にてお伝えいただきたい。
- 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力に感謝する。